

平成30年第2回定例会

民生環境常任委員会会議概要

委員長 舘 田 瑠美子

副委員長 軽 米 智雅子

1 開催日 平成30年6月19日（火曜日）

2 開催場所 第4委員会室

3 審査案件

- 議案第102号 青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第103号 青森市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第110号 青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第111号 青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第112号 青森市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 請願第1号 子どもの遊び場づくりに関する請願

○出席委員

委員長	舘田 瑠美子	委員	葛西 育弘
副委員長	軽米 智雅子	委員	斎藤 憲雄
委員	竹山 美虎	委員	小倉 尚裕
委員	橋本 尚美	委員	小田桐 金三
委員	中村 美津緒		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	八戸 認	福祉部次長	荒内 隆浩
福祉部長	舘山 新	福祉部参事	福井 直文
保健部長	浦田 浩美	福祉部参事	高野 光広
市民病院事務局長	木村 文人	保健部青森市保健所副所長	山口 朋子
市民病院事務局理事	岸田 耕司	保健部参事	加福 拓志
環境部次長	柿崎 哲男	環境政策課長	西澤 哲司
環境部参事	竹内 芳	市民病院事務局総務課長	船橋 正明
環境部参事	若佐谷 昭人	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 花 田 昌

議事調査課主査 山 内 克 昌

○**館田瑠美子委員長** ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。
それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 5 件及び請願 1 件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第 102 号「青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○**館山新福祉部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 102 号青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料をごらんください。

制定理由につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成 30 年 4 月 1 日に施行され、これに伴い、本市におきましても、この省令に基づき、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容は、放課後児童支援員の資格要件の一つである教諭資格について、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準では、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」と規定しておりましたが、教員免許状の更新を受けていない者でも対象となることなどを明確にするため、「教育職員免許法第 4 条に規定する免許状を有する者」に改正されたことから、本条例についても同様に改正しようとするものであります。

また、放課後児童支援員の資格要件につきましては、国の基準において、「高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」などが規定されておりますが、放課後児童支援員の確保のため、資格要件が拡大され、「5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」が追加されたことから、本条例につきましても同様に改正しようとするものであります。

資料の 2 ページが新旧対照表となっておりますので御参照くださるようお願いいたします。

本条例の施行期日は、公布の日からを予定しております。

以上、議案第 102 号について御説明申し上げましたが、委員の皆様には慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**館田瑠美子委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。小倉委員。

○小倉尚裕委員 私、今回、一般質問で、放課後児童会、そして児童館、児童室、児童センターについて質問しました。その中で、青森市内には放課後児童会が、青森地区が53カ所、浪岡地区が2カ所の55カ所あると。それで、放課後児童会と児童館、いろいろ目的、運営が違っている。そして、人の配置の基準も違っている点がやっぱりあります。そういう中で、青森市内の中でもまだまだ人を要望する声はきっと多いと思うんです。児童館については、浪岡地区では、市直営の保育園を民営化するときには保育士の資格を持っている方がそのまま浪岡中央児童館に配置されました。したがって、運営するに当たっては、資格者の配置が初めから成り立っていると思うんです。それで、放課後児童会の場合は、教員の免許等に準ずると。人の確保というのがかなり厳しかったと思うんです。こういう点も踏まえての改定になってくるんですか。

○館田瑠美子委員長 福祉部長。

○館山新福祉部長 ただいま小倉委員からの御質疑がありましたけれども、まず、青森市——浪岡地区、青森地区いずれの放課後児童会におきましても、大体40人に対して2人の放課後児童支援員を置くという基準があります。現状、各放課後児童会に入ってきている子どもたちに対する人数の分の支援員は確保できているという状況にあります。ただ、今回、この条例案を提出するに至った経緯といたしまして、今後放課後児童会に加入していく子どもたちがふえていく中で、それを見守る支援員が足りなくなる可能性があるということで、そういう意味で、今回、国のほうで改めてその幅を広げたというような経緯があります。

○館田瑠美子委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 この議案第102号、そして請願第1号があります。それで、子どもの居場所づくりの施策的な部分で重なる部分だっていると思うんです。当然、市内においても、その地域によって、場所の提供、そして者の配置——青森市の児童館というのは、管理運営を委託している先が青森市社会福祉協議会ですか。

〔館山新福祉部長「はい」と呼ぶ〕

○小倉尚裕委員 青森市社会福祉協議会がやっている。浪岡の場合は、以前は市の直営でしたけれども、それをNPOの団体に委託しています。そして、運営に当たっても、委託されたNPOが今まで中世の館とか他の事業の指定管理の経験があって、以前から行ってきた事業をどうすれば継続して、さらに拡大できるかというような形でやっています。そういうような面で、放課後児童会とはどうしても違っていると。それで、この放課後児童会も居場所として確保する、これは重要です。それからもう1つ、例えば、放課後児童会は今現状ある学校の空き教室を使用していますが、子どもたちからす

れば、体育館があり、グラウンドがあり、そういう所でいろいろ遊べるというふうな思いは当然あると思うんです。でも、この放課後児童会の施策上の問題で、この学校の体育館とか校庭は使うことができないというのが、今現状あります。こういう点というのは、今後、検討する余地等はあるんでしょうか。

○館田瑠美子委員長 福祉部長。

○館山新福祉部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず、現状の放課後児童会で、ほとんどの開設場所が学校の空き教室を利用させていただいています。学校によっては、その学校の体育館等が使用されていない間で、学校の先生たちもいて、ある程度の責任が持てるという場合には、借りたりすることもできている学校もあるようです。ただ、今、小倉委員のほうから御指摘があったとおり、全てが全て使える環境ではないので、そのところは教育委員会等とも話し合っけいながら、子どもたちがより遊べるというような環境はつくっていきたくて考えております。

○館田瑠美子委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 当然、市内で55カ所あれば、その環境——当然学校もあれば、普通の民間の部屋を借りているケースもやっぱりあると思うんです。なので、市内の状況を考えれば、やはり、場所によって個別で対応していくこともあってもいいのではないかと。その地域地域で昔からある伝統であったり、協力体制があるのであれば、そういうものをいろいろ変えながら見ていくことも必要なのではないかと。やはり、全てが同じ条件で同じ体制でなければならないではなくて、いろいろ変えられるところは変えていって、その中でその地域で自主的にさまざま提言、提案があれば、その都度検討していくことも必要なのではないかと。この放課後児童会は福祉部が所管です。そして、学校となれば、教育委員会が所管になりますので、当然、個々の施策的な部分がお互い重なってきます。これをいろいろ検討するのはきっと必要なのではないかと。いろいろ学校の教育においても、先般の教育長のお話では、今の6・3制が例えば4・3・2制とかいろいろ検討する段階に来ています。そして、特区でなくても、その市町村が独自でやろうと思えばできる体制になっています。そういうのを考えれば、ぜひ教育委員会と打ち合わせをして、この放課後児童会もその場所によって、地域によって、変えられるのであれば検討していただきたいと思ひます。

○館田瑠美子委員長 福祉部長。

○館山新福祉部長 今、小倉委員から御提言ありましたがけれども、教育委員会の施設を借りていくわけですので、当然として教育委員会等とお話ししながら、地域の方も交えながら、そこは検討していきたくて考えております。

○館田瑠美子委員長 ほかにありませんか。橋本委員。

○**橋本尚美委員** 条例の第 10 条第 3 項第 9 号の中身なんですけれども、「二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とありますが、その類似とは、具体的にどういうものがあるのでしょうか。

○**館田瑠美子委員長** 福祉部長。

○**館山新福祉部長** 今、橋本委員から御質疑のあった類似する事業ということですが、全国規模で見たときに、放課後児童会というその基本線は変わりませんけれども、放課後児童クラブと言ったり、放課後児童会と言ったり、その土地土地でやり方は多少なりとも違っていただきますので、そういう部分から類似という言葉を使って表記しております。

○**館田瑠美子委員長** 橋本委員。

○**橋本尚美委員** 文言の違いということですね。わかりました。

○**館田瑠美子委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館田瑠美子委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館田瑠美子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 102 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 103 号「青森市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○**館山新福祉部長** 議案第 103 号青森市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料をごらんください。

制定理由につきましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正に伴いまして、平成 30 年 8 月 1 日から利用者負担割合の見直しが行われることから、青森市が設置するデイサービスセンターを利用する方の利用者負担割合について改正しようとするものであります。

介護保険法の一部改正に伴う利用者負担割合の見直しの内容につきましては、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2 割負担者のうち、特に所得の高い層の基準として年金収入等が 340 万円以上の方の利用者負担割合を 3 割とするものであります。

改正の内容といたしましては、青森市が設置するデイサービスセンターである合浦デイサービスセンター及び中央デイサービスセンターを利用する方

について、国の基準に基づき、2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割とするよう利用者負担割合の規定を変更しようとするものであります。

具体的には、資料2の新旧対照表により説明させていただきます。

資料2をごらんください。

第7条第3項は、デイサービスセンターを利用する者の本人負担額について定めております。

第1号では、要介護の認定を受けた居宅要介護被保険者の本人負担額を定めており、2割負担について規定している「介護保険法第49条の2第1号」について、同法の改正により、「第49条の2」に3割負担の規定が設けられたことから改正するものであります。

第2号では、要支援の認定等を受けた居宅要支援被保険者等の本人負担額を定めており、第1号の規定と同様、2割負担について規定している「同条第4項」について、「同条」の中に3割負担の規定が設けられることから、「同条」に改正するものであります。

2ページをごらんください。

附則には、施行期日を国の施行期日に合わせ平成30年8月1日とすること、また、経過措置として、施行日前のデイサービスセンターの利用に係る本人負担額については、改正前の条例の規定を適用することについて定めております。

以上、議案第103号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○館田瑠美子委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。葛西委員。

○葛西育弘委員 介護保険は、収入に応じて所得の高い方が保険料も高くなることは理解するんですけども、今回、利用料金について、収入が340万円以上の方を2割から3割とする見直しです。介護サービスを利用するときに、利用する方が利用しづらくなる。これまでと同じサービスを受けて、1割ふえるわけで、今回は340万円以上の方が対象ですが、今後、300万円に下げられたり、また280万円以上の方も3割に引き上げられる可能性もあり、デイサービスを利用しづらくなると思いますので、国が定める基準はわかりませんが、反対の意見といたします。

○館田瑠美子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館田瑠美子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたしま

す。

議案第 103 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○館田瑠美子委員長 起立多数であります。

よって、議案第 103 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 110 号「青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 議案第 110 号青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料 1 をごらんください。

制定理由につきましては、介護保険法施行令等の一部を改正する政令による介護保険法施行令の一部改正が平成 30 年 8 月 1 日に施行されることに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容につきましては、介護保険法施行令の一部改正により、介護保険料の算定に用いる特別控除額の内容が規定されている条文が「第 38 条第 4 項」から「第 22 条の 2 第 2 項」に移動したことから、引用条項を改めようとするものであります。

具体的な改正内容につきましては、資料 2 の新旧対照表により御説明させていただきます。

資料 2 をごらんください。

第 4 条第 1 項第 6 号のイにつきましては、介護保険料の第 6 段階に該当する方の所得の要件を定めており、合計所得金額につきましては租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額とする旨規定されております。介護保険法施行令の改正により、特別控除額の規定が「第 38 条第 4 項」から「第 22 条の 2 第 2 項」に移動したことから、本条例も同様に改正するものであります。

施行期日につきましては、国の施行期日に合わせ平成 30 年 8 月 1 日としております。

以上、議案第 110 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○館田瑠美子委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館田瑠美子委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館田瑠美子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 110 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 111 号「青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 議案第 111 号青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料 1 をごらんください。

制定理由につきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令により、介護保険法施行規則及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容といたしましては、1 つ目として、介護保険法施行規則の一部改正に伴う改正として、これまで看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けるためには法人であることが必要でしたが、医療ニーズの高い要介護者へのサービスの供給量をふやす観点から、病床を有する診療所を開設している者も認めることとされたことに伴い、所要の改正をするものであります。

2 つ目といたしまして、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正として、生活援助中心のサービスに従事する者の裾野を広げ、担い手の質を確保できるようにするため、訪問介護員が修了する研修の要件に新たに生活援助従事者研修が加わることとされました。また、身体介護を中心に担う定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護を提供する訪問介護員につきましては、従前どおりの介護職員初任者研修課程修了者に限るとされたことに伴い、所要の改正をするものであります。

このほか、このたびの改正等に伴い、語句の整理等をするものであります。

具体的な改正内容につきましては、資料 2 の新旧対照表により御説明させていただきます。

資料 2 をごらんください。

第 3 条につきましては、地域密着型サービスの事業者の指定の基準について、介護保険法施行規則で「法人又は病床を有する診療所を開設している者」に改正されたことに伴い、同規則と同様に改正するものであります。

第7条につきましては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準を定めている指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の3において、同サービスの従事者の要件が「介護職員初任者研修課程を修了した者に限る」と改正されたことに伴い、同基準と同様に改正するものであります。

2ページをごらんください。

第18条につきましては、第3条の改正において、介護保険法施行規則を施行規則とする定義規定を追加することに伴い、第18条の定義規定が不要となったことから当該部分を削除するものであります。

3ページをごらんください。

第48条につきましては、第7条の改正と同様に、指定夜間対応型訪問介護の基準を定めている指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条において、「介護職員初任者研修課程を修了した者に限る」と改正されたことに伴い、同基準と同様に改正するものであります。

第61条の10第5項と4ページの第61条の20の3につきましては、文言の整理により、「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改正するものであります。

5ページをごらんください。

第63条につきましては、「特別養護老人ホーム等」が同項内に複数記載されていることにより、定義規定の追加が必要であることと、それに伴う語句の修正が必要となったことにより改正するものであります。

第193条につきましては、用語の定義を規定している条項番号に誤りがあったため、正しい条項番号に改正するものであります。

施行期日につきましては、公布の日としております。

以上、議案第111号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○館田瑠美子委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。小倉委員。

○小倉尚裕委員 まず、地域密着型、これ非常にいいですね。本委員会でも昨年、東村山市にある社会福祉法人白十字会さんを伺って、いろんな面で地域の方がボランティアで参画したり活動しているのを見て、本当に理想的なんですけれども、問題はなかなか継続が難しいと。よっぽど体力があるところでなければ、なかなか難しいと思うんです。それで、本市で1区から11区までの圏域がありますが、地域密着型が配置されているのは、この中で何カ所ですか、まだ配置になっていない場所がありますよね。

○館田瑠美子委員長 福祉部長。

○館山新福祉部長 済みません。今、ちょっと資料を持ち合わせていないの

ですが、市内全域を 11 区の日常生活圏域に分けておりますけれども、その中でまだ地域密着型のサービスの事業者が配置されていないという区域もあります。

○館田瑠美子委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 それ、わかり次第教えてください。

まず、今までは社会福祉法人等であったのが、今度、診療所を持っている病院でもということ、これも当然、受ける側の体制も必要ですし、ある程度の人配置とかを考えれば、やはり今の時代の流れでは、広げるのは必要ではないかなとは思っています。問題は、いろいろ介護保険制度が変わる中で、経営する側が安定して社員の方を雇用していけるか、また、資格者を確保できるか、これがきっと 1 番だと思うんです。国のいろいろな規制緩和によって、さまざまな体制ができています。その中で、やはり中心になっていくこの地域密着型が最もその地域にとってふさわしいというのは、我々も視察に行って、本当に感じました。そういうような面で、ぜひ市としてサポートして欲しいんです。

今度は場所が何方か、わかりましたか。

○館田瑠美子委員長 福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。地域密着型サービス事業者ということで、さまざまなサービスがあります。例えば、ミニ特養であるとか、認知症対応型共同生活介護とかのサービスについては、各圏域に対して施設等があります。ただ、小規模多機能型居宅介護に関しましては、現在設置されていない圏域が 1 圏域、4 圏域、5 圏域、11 圏域という形で、4 つの圏域がまだ設置されていないという状況にあります。

○館田瑠美子委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 当然この圏域は、地域包括ケアシステムに含めて対応していくことを議論していると思うんです。11 圏域と言ったら浪岡です。ここも今、浪岡病院含めて、葛西委員も天内議員も地域包括ケアシステムの中核としてということだったので、これもぜひ、市民病院と一緒にタイアップしながら、ぜひ地域にあるものを活用しながら行ってほしい。2024 年、高齢者——団塊の世代がピークになって、60 歳以上の人口が 50% を超える。これに向けて、国のほうでも、特養の整備とかさまざま進めている段階だと思っています。そういう中で、この地域密着型を全ての地域に配置して、そして、さまざまな福祉においても、そういうふうな面で全て協定ができれば、今度、施策的にまた変わってくるでしょう。そういう部分で指導していただきたいと思います。この改正については、私は裾野を広げる意味でもいいのではないかと賛成です。

○館田瑠美子委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館田瑠美子委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館田瑠美子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 111 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 112 号「青森市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。保健部長。

○**浦田浩美保健部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 112 号青森市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手元の議案第 112 号関係資料 1 をごらんください。

制定理由につきましては、平成 30 年 6 月 15 日に旅館業法の一部を改正する法律及び旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等が施行され、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業の営業種別のうち、ホテル営業及び旅館営業を旅館・ホテル営業へ統合し、構造設備基準の規制緩和措置が講じられたことに伴い、法令等に上乘せして規定していた構造設備基準を削除するため、改正をしようとするものであります。

対象施設につきましては、ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業が対象となります。

改正内容につきましては、ホテル営業の玄関広間の設置、簡易宿所営業及び下宿営業の一客室の床面積、下宿営業の客室数のそれぞれの基準を削除するものであります。

具体的な改正内容につきましては、議案第 112 号関係資料 2 の新旧対照表をごらんください。

初めに、青森市旅館業法施行条例第 2 条第 1 項では、ホテル営業施設の構造設備の基準として、自由に出入りできる玄関広間を有することと定めており、この条文を削除するものであります。

次に、同条第 2 項では、簡易宿所営業施設の構造設備の基準として、一客室の床面積は 7 平方メートル以上であることと定めており、この条文を削除するものであります。

最後に、同条第 3 項第 1 号では、下宿営業施設の構造設備の基準として、客室の数は 4 室以上であること、同項第 2 号では、一客室の床面積は 7 平方

メートル以上であることと定めており、この条文を削除するものであります。

以上が、青森市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の改正内容となります。

なお、本条例の施行期日につきましては、公布の日を予定しております。

以上、議案第 112 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、何卒御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○館田瑠美子委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館田瑠美子委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館田瑠美子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 112 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 1 号「子どもの遊び場づくりに関する請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 平成 30 年 6 月 7 日付で青森市にこどものあそびばをつくる会から提出されました請願第 1 号子どもの遊び場づくりに関する請願について市の考え方を御説明申し上げます。

厚生労働省の児童館ガイドラインでは、子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中にも子どもを発達させる重要な要素が含まれているとされており、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにしたり、子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、さまざまな活動に自発的に取り組むことにより、子どもの育ちが促されていくものであります。このような遊びも含めた子どもの活動場所を確保することは、本市のあすを担う世代を育むためにも、大事な取り組みの一つであると考えております。

市では、子どもの遊び場として、アウガ 6 階から 2 階に移転し、明るく開放感のある環境にリニューアルしたつどいの広場「さんぽぼ」を初めとして、子ども支援センタープレイルームやしあわせプラザの児童遊戯室、カクヒログループスタジアム青森市民体育館の幼児体育室を設けており、県の施設では、県子ども家庭支援センタープレイルーム、県総合社会教育センターほのぼのルームがあり、遊び場としての機能のみならず、子育て親子の交流や情報交換の場として御利用いただいております。

このほか、児童館や児童室などを20カ所、児童遊園とちびっこ広場を85カ所設置し、さまざまな活動を通して、年齢の違う子どもたちや地域の大人と交流を行うなど、子育て家庭がより身近な場所で子育て支援を受けることができるように取り組んでいるところでもあります。

さらに、大型遊具を備えた子どもの遊び場としては、青森市スポーツ公園わくわく広場や道の駅「なみおか」アップルヒル、新青森県総合運動公園などの施設もあるほか、民間商業施設にもキッズスペースなどもあることから、子どもの遊び場は、市内各所に確保されているものと認識しております。

一方で、施設によっては、安全管理上、年齢制限や禁止事項などが設けられ、また、屋外施設においては、天候や季節に左右される場合もあります。

特に、特別豪雪地帯である本市におきましては、冬期間の子どもの遊び場に関する要望が寄せられているところであり、市民意見などでも「雨の日や雪の日に遊べる場所がない」という声をいただいているほか、議員の皆様からも冬の遊び場の設置要望をいただいているところでもあります。

本請願に賛同する署名が約2万4000筆にも及んだことは、それだけ多くの市民が現状に満足していないことのあらわれと受けとめておりますが、子どもの遊び場を整備することにつきましては、建物やスペースといった物理的な課題、市内のどこに設置するかといった地理的な課題、あるいは財政的な課題など、さまざまな課題があり、容易にできる状況にないものであります。子育て家庭のニーズにできるだけお応えできるよう子育て環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上となります。

○館田瑠美子委員長 これより質疑を行います。

御質疑、御意見等ありませんか。竹山委員。

○竹山美虎委員 今回の請願の趣旨は、今、福祉部長からあったように、市でさまざまな施策を行っている、あるいは、子ども、親子のために工夫をしているんなものをつくっていることを否定しているわけではないです。ただ、例えば、遊戯室では年齢制限があったり、きょうだいで一緒に遊ぶことができないだとか、あるいは、児童館等においては日曜祝日の開設をしてないとか、あるいは、あれもだめ、これもだめ、禁止事項とか年齢制限とかが、その場所によってたくさん決められている。そして、児童遊園については、特に冬場、雪寄せ場になっていたり、なかなか外で遊ぶことができない。そういうことでさまざま制限がありました。そして、福祉部長の言ったとおり、子どもの成長過程で遊びというのは本当に大切です。子ども同士の関係であったり、発達段階においていろんなものを吸収して、生きる力をそこで養っていく、培っていくということがあると思うんです。なので、要は、地域も交えて、工夫をして、自由に遊べるような環境づくりをしてほしいというの

がこの請願の趣旨だと思えます。さっきから浪岡地区の話が出てきていましたけれども、あそこはNPOや地域の人たちを本当に上手に使いながら、あるいは協力しながらやってきていて、年齢の違いも含めて、交流をして遊んでいるということもあります。なので、予算がありません、建物がありません、人がいませんではなくて、既存のものを使ってもいいし、それから見守る人たちももちろんいなければいけないんだけど、そういうところに地域の人や保護者の方とかも交えながら、工夫してやってほしい。何を言いたいかというと、行政として子どもの成長のために何をできるかということを考え、工夫してほしいということなので、そのことだけ申し上げておきたいと思えます。

○館田瑠美子委員長 ほかにありませんか。軽米委員。

○軽米智雅子委員 私も議場で何度か、遊び場について要望してまいりましたけれども、本当に切実な思いだと思います。ずっと昔から皆さんが要望してきたことですし、私たちも党派としてさまざまところを視察をしてきましたが、今、竹山委員も言いましたけれども、工夫をすれば、さまざまやれる場所というのはあるのではないかなと思っています。せんだって5月に、公明党党派として、函館駅前にあるはこだてキッズプラザとはこだてみらい館を見てきたときに、フロア2階分を使ってやっているんですけども、そんな広くないスペースでも工夫をすればできるんだなど。1つは、科学を体験しながら遊ぶスペース、もう1つは、思い切り体を動かせるスペースをつくっていました。以前にも、八戸のこどもの国にもあるという話をしたんですけども、体全身を物すごく使って、広いスペースがなくても思い切り汗をかける、大変運動になるネットを使った遊具もありました。なので、そういう部分を工夫すれば、広いスペースがなくとも全天候型のものができるのではないかなというふうに思います。ただ、確かに予算というのが一番大きな部分で、これから新しくどこか別につくるといっても難しいところですので、この間議場でも言いましたけれども、ちょうどアリーナプロジェクトが挙げられているので、ぜひアリーナの中にそういうスペースをつくっていただけるようにと。そうすれば、改めて別個にというわけではないので、その計画の中に入れていただければ、アリーナの予定とされている部分は場所的にも中心部ですので、そういうことも考えられるのではないかなと思っています。なので、ここはぜひ本当にしっかりと考えていただきたい部分だと思いますので、よろしくお願いします。

○館田瑠美子委員長 ほかに。斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 予算特別委員会でも通告しているので、ここで質疑はしませんが、要は予算の関係もいろいろ言ったんですけども、例えば、ちびっ子広場とかについても、予算でいけば約260万円程度、児童公園の遊具改修

費でも大体 180 万円程度しか予算を持っていないという考えで言えば、今、既存で何ができるのかというのは、今、2人の委員が言ったとおりだというふうに思うんです。とりわけ、ちびっ子広場1つとって見たとしても、町会のほうに何か丸投げみたいな感じで、町会のほうにしてみても、砂場があったりすれば、やっぱり犬猫の糞尿とかのせいで砂を消毒しなければならないという財政的な部分も結構かかるということもあつたりするので、やっぱり町会のほうでもそういった管理というのが非常にきつくなっている。それから、市のほうに遊具の改修について相談を持っていったとしても、なかなか改修してもらえない、あるいは、ちょっと腐食したりして危ないという場合には撤去してしまうという今の実情があるものですから、町会のほうもそういったちびっ子広場とかの管理について手を引きたがるという傾向になっていると思います。

だから今、こういうふうに請願が来たり、あるいは、それぞれ議員の人たちも思っているのは、要は子どもたちをどう遊ばせるかなんです。身近なところでどう遊ばせるか。それで、安全・安心ということもあるんですけども、まず、けがをさせないというのはもう親の責任しかないと思う。遊ばせている限りは親がちゃんと見ていればいいだけの話なので、犯罪とか誘拐とかそういったのは別にしても、何が危険なのかということをもう一度考える必要があるのかなというふうに思っていました。答弁は要りません。予算特別委員会で言いますので、よろしくをお願いします。

○館田瑠美子委員長 ほかにありませんか。橋本委員。

○橋本尚美委員 私も、都内にあるいろいろな形状の公園を見てきましたけれども、特段、予算をかけての遊具だとかではなくて、木登りであったり、泥んこ遊びであったり、そういうことができる場があれば、子どもたちは自転車で大抵来ますという公園もありました。だから、セントラルパーク、操車場跡地、これからの計画ですので、そこの一部をとという方法もそうだけれども、地域地域で子どもたちが自分一人で行って伸び伸びと遊べる空間を最大限活用するような形で何とか考えていってもらえたら、子どもたちの生育、成長に関しては本当に大きないい影響のもとで成長してもらえのかなと考えています。なぜ、都市部にできて、この地方都市でできないのかなとか、ぜひ現場を見てきていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○館田瑠美子委員長 ほかに。小倉委員。

○小倉尚裕委員 まず、子どもの居場所というのは、やはり政策的な話だと思うんです。というのは、弘前市を中心とした津軽地域というのは、昔からリンゴ農家が多くて、学校が終わった後、子どもの居場所として児童館であれ、各地区公民館であれ、配置してきました。例えば、弘前市に一輪車競技でいつも賞をとっている児童館があります。ここも、昔から農業地域であつ

て、遅くまで親が仕事をしている。それで、子どもたちの場所をつくってきた。その中で、例えば、浪岡地区で言う子ども会育成連絡協議会であれ、母親クラブであれ、地域のさまざまな団体の方々が子どもたちを集めて、いろいろ教えてきた。そこが学校の跡地であれば体育館が併設されている。そうすると、その体育館を活用して、そういうふうな事業をさまざま行ってきました。それで、浪岡地区の児童館も同じような流れで、学校を統廃合した際に、空き教室ではなくて、学校全体を利用して、女鹿沢児童館では体育館で一輪車をやっています。また、中央児童館ではドッジボールをやっています。そして、全国の大会にも行っています。この指導者は決してその児童館の職員ではなくて、地域の方が指導に当たっています。今、けがとかの話もありましたけれども、そういうふうな団体の方々がいろいろ教える中では、当然自己責任の話は出てきます。全て行政の管轄で、行政の責任だと。今、いろいろ、いじめの問題にしろ、最後は教育委員会とか学校側の責任というようなケースが多いです。でも、最低限のルールとして、自己責任というのでもいいんじゃないか、当然そういうのも必要だと思っています。

では、行政として、どういうふうな後押しをするか。例えば、弘前市にあるヒロロの3階では、幼児向けの絵本とかあって、資格者が配置されていて、東京にいるうちの娘も子どもを連れてくれば、友達と会うときにそこに子どもを預けます。3時間で500円です。それは弘前市内の方でなくてもいいんです。誰でも、幼児を連れてきて、託児所に預けて、資格者がいて、御飯も全部食べさせてくれて、それでたしか3時間で500円だったと思うんです。ヒロロの3階のフロアが全て、幼児のための絵本とか小学生のための図書室であったり、託児所も有料と無料、登録が必要な所と登録がなくても預けられる場所があります。皆さん、大いに使っています。若いママ友がたまに子どもさんを預けて御飯を食べようとか、すごく使っています。私も娘たちと一緒にたまに行きます。それで、青森市にもこれが欲しいと。したがって、アウガに市役所機能が移転する際にそういうフロアにしようとか、現駅ビルの建てかえの際にはそういうのが必要だという議論がありました。軽米委員からありましたけれども、アリーナ建設に当たっても、そういうふうな議論に当然なってくるんだと思います。でも、その前に、例えば放課後児童会はただ学校を画一的に利用している、教室から出ることができない。でも、学校によっては、ほかの団体が使っていない体育館とか校庭を活用できる場所もあるはずです。したがって、まずは、ソフトの面からできるものからやっといこうと福祉部長から先ほど答弁ありましたよね。やはり、私はそういうのも必要だと思うんです。全て同じようにするのでなくて、その地域によっては、教育委員会と話をしてちょっと条例を変えれば、できるものもあるはずです。先ほど竹山委員からもありましたけれども、浪岡地区ではこの児童

館を活用して、子ども会、母親クラブ、いろいろ地域の団体で子どもの祭典を7月1日にやります。今度の日曜日なんですけれども、ほぼ3000名の方が参加します。最も大きいのは、参加した子どもたちが中学生、高校生、そして大学生になってもスタッフとして参加します。このとき、大型の遊具を借りてきます。1日たしか30万円ぐらいして、すごく高いんです。でも、前売り券とか売っていて、それで何とか賄っている。これも地域の団体の協力です。何も、急に変わるのではなくても、もともとある組織をいかに拡充していくのか、そして、いろいろ新しい思いのある方の意見を聞きながら、できることからやっていく。福祉部長、放課後児童会、今までは空き教室だけでしたけれども、例えば、グラウンドとか、体育館とか、使用できるものについては、今後、教育委員会と検討するという点について、もう一度確認します。

○館田瑠美子委員長 福祉部長。

○館山新福祉部長 ただいまの御質疑については、使える環境であれば、あとは教育委員会のほうの許可があれば使っていける環境にあると思いますので、そこは教育委員会と検討していきたいと考えております。

○館田瑠美子委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 今回の請願に当たっても、決して否定する部分はない。ただ問題は、財政的な面とか、いろいろ条例等にかかわる部分というのがあると思います。でも、まずは財政的に支援しなくてもできるもの、条例についてちょっと協議してできるもの、段階的にやっていけばいいんだと思います。それで、できれば、最終的には弘前市のヒロロにあるフロアのような。冬場、弘前市も雪が降って、私が行っても人が結構います。なので、弘前でできているものが青森でできないはずがないと。ぜひ、福祉部長には頑張っていたきたいと思います。

○館田瑠美子委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館田瑠美子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

それでは、各委員から、本請願について、採択・不採択・継続審査など、総括的な御意見を伺いたいと思います。

御意見のある委員は発言をお願いします。竹山委員。

○竹山美虎委員 採択でよろしくをお願いします。

○館田瑠美子委員長 ほかにありませんか。

〔小倉尚裕委員「私も採択で」と呼ぶ〕

〔中村美津緒委員「同じく採択で」と呼ぶ〕

〔斎藤憲雄委員「同じく」と呼ぶ〕

〔橋本尚美委員「お願いします」と呼ぶ〕

○館田瑠美子委員長 それでは、これより本請願について採決いたします。
請願第1号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館田瑠美子委員長 御異議なしと認めます。

よって、請願第1号については、採択すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び請願の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)